

長岡京市小規模保育施設運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人が運営する小規模保育施設に対し、保育内容の充実、職員の処遇及び資質の向上を図るため、予算の範囲内で補助することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する補助については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び長岡京市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年長岡京市条例第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、市内で小規模保育事業を経営設置し、当該保育施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する児童を保育している法人とする。

(補助金の内容)

第3条 補助金は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところにより交付する。

- (1) 長時間保育補助 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則（平成24年京都府規則第51号）の基準を超えて児童を預かり保育するために要した経費に対し交付する。
- (2) 嘱託医手当補助 委嘱した嘱託医に対して手当を支給した場合に交付する。
- (3) 発達支援保育士補助 発達支援保育対象児童を保育するため保育士の雇用に要した経費のうち、地域型保育給付費を超える部分に対し交付する。
- (4) 事業費補助 児童の処遇の充実に要した経費に対し交付する。
- (5) 修繕等補助 施設整備に要した経費に対し交付する。
- (6) 利子補給補助 民間社会福祉施設整備資金借入金利子補給金等交付要綱（昭和53年京都府告示第197号）に基づき、施設整備に要する資金を借り入れた場合の当該借入金に係る利子を支払いした経費に対し交付する。
- (7) 保育士宿舍借り上げ支援事業補助 保育士の宿舍を借り上げるために要した経費に対し交付する。
- (8) 延長保育事業補助は、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育することに要した経費に対して交付する。
- (9) ICT化推進事業補助は、保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することに要した経費に対して交付する。
- (10) その他市長が必要と認める経費 その他市長が必要と認めた場合に交付する。

(補助基準)

第4条 前条の補助金の額は、別に定める。

(申請の手続)

第5条 第3条に規定する補助を受けようとする法人は、次に掲げる関係書類を添えて、小規模保育施設運営補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 小規模保育施設運営補助金算出表
- (4) 財産目録及び貸借対照表
- (5) 歳入歳出予算書
- (6) 保育施設職員状況調査表
- (7) 年間行事計画表
- (8) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、申請に係る書類によりその適否を審査し、適当と認めたときは、申請者に小規模保育施設運営補助金交付決定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第7条 補助金の交付決定を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

- 2 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員を施設に立ち入らせ、調査することができる。

(補助金の変更決定)

第8条 市長は、必要に応じて行う実地調査等により、第6条の交付決定に変更すべき内容があると認めたときは、交付すべき補助金等の額を変更し、小規模保育施設運営補助金変更決定通知書（別記様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第9条 補助事業者は、次に掲げる関係書類を添えて、小規模保育施設運営補助金事業実績報告書（別記様式第5号）を会計年度末までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 精算書

- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の事業実績報告書を受け付けたときは、報告に係る書類を審査し、その事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、小規模保育施設運営補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、小規模保育施設運営補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認めた者に対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助事業者は、第6条又は第8条の決定通知書の写しを添付して、小規模保育施設運営補助金概算交付請求書（別記様式第8号その1又は別記様式第8号その2）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付取消し等)

第13条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき、不正に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第14条 第11条又は第12条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が第10条の規定による確定額を超えたとき又は前条の規定により補助金の交付の取消し等があった場合は、市長は、当該補助事業者に対して、納期限を定めてその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第15条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。